

●見込みと異なる認定結果によるサービス費の支給概要

	申請中に（介護予防）訪問介護・（介護予防）通所介護以外の給付サービスを利用
非該当	全額自己負担
要支援	予防給付より支給
要介護	介護給付より支給

	申請中に（介護予防）訪問介護・（介護予防）通所介護を利用
非該当	全額自己負担
要支援	介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスとして、総合事業より支給
要介護	訪問介護・通所介護として、介護給付より支給

	申請中に 生活支援サポーター訪問サービスを利用
非該当	実費、または総合事業対象者として、総合事業より支給
要支援	総合事業より支給
要介護	総合事業では支給できないので実費

	申請中に 専門職応援訪問サービスを利用
非該当	実費、または総合事業対象者として、総合事業より支給
要支援	総合事業より支給
要介護	※ 市職員が訪問対応

	申請中に ふれあい交流通所サービスを利用
非該当	実費、または総合事業対象者として、総合事業より支給
要支援	総合事業より支給
要介護	総合事業では支給できないので実費

	申請中に 元気いきいき通所サービスを利用
非該当	実費、または総合事業対象者として、総合事業より支給
要支援	総合事業より支給
要介護	総合事業では支給できないので実費

●見込みと異なる認定結果による介護予防・生活支援サービスの請求について

訪問型	介護予防訪問サービス	国保連通じて支払い ・内容によって訪問介護に置き換え可
	生活支援サポーター訪問サービス	実費のみ ・訪問介護に置き換え不可
	専門職応援訪問サービス	直接専門職に人件費支払い ・訪問介護に置き換え不可
通所型	介護予防通所サービス	国保連通じて支払い ・内容によって通所介護に置き換え可
	ふれあい交流通所サービス	国保連通じて支払い ・通所介護に置き換え不可
	元気いきいき通所サービス	事業所委託 ・通所介護へ置き換え不可